

令和元年第43回選挙管理委員会定例会会議録

開催日時	令和元年12月11日(水)		
	午前10時00分から 午前10時30分まで		
出席者	委員	織田委員長、伊田職務代理、與川委員、西村委員	
	事務局	石田局長、油川次長、水越担当係長	
開催場所	選挙管理委員会室	傍聴人	なし
委員長	これから令和元年第43回定例会を開会いたします。		
	議案第53号 杉並区選挙長等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について		
局長	(別紙のとおり、杉並区選挙長等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について説明し、決定を受けた。)		
局長	公職選挙法施行令の改正に伴い、投票管理者の交替制が可能となりましたので、その報酬額についても半日額として規定する旨の条例改正を行います。また、区長選挙及び区議会議員選挙において、更正決定又は繰上補充に係る選挙会が開催された場合の選挙長及び選挙立会人の報酬額についても、別途規定することとします。併せて、条文の表現について整理を行います。		
委員長	報酬の額自体は、改正しない形になっています。条文の文言を改正するところがあるのですか。		
局長	報酬の額については、従前は「1日につき」と定めていましたが、表現を明確化するため「選挙又は投票ごとの定額とし」に改めることとします。		
與川委員	投票管理者の交替制について、半日の従事とする上で、時間的には何時から何時までとするという規定はありますか。		
局長	公職選挙法上では、具体的な時間の規定はありません。区では、投票立会人について事務上の従事時間を指定していますので、仮に交替制が生じた場合は、それに準じた従事時間になるものと考えています。		
與川委員	今までに、区で投票管理者の交替が生じた例はありましたか。		
局長	急病等により、交替となった事例はあると思います。		
西村委員	前半と後半の従事時間については、明らかにしておく必要があると思		

	います。
局 長	法令等には規定がありませんので、事務局で検討いたします。
西村委員	区によっても、従事時間が異なっているのですか。
局 長	23区においても、それぞれの区で定めることになるので、異なつてくると思います。
西村委員	交替制での投票立会人については、食事などについても区ではどのように定めていますか。
次 長	投票立会人については、午後1時30分を目途に交替している形です。前半を担当する方には昼食を、後半を担当する方には夕食を用意しています。
與川委員	今回の条例改正の時期や内容については、各区で異なっていますか。
局 長	改正の時期や内容については、各区で異なっています。なお報酬の額自体については、他区と比較して低い方に属しています。
	その他・日程等について
局 長	(今後の委員会日程等について確認を行った。)
委員 長	他に質問がなければ、本日の委員会を閉じます。